独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	フィンテック　グローバル株式会社	コード	8789
提出日	2026/11/20	異動（予定）日	2026/12/18
独立役員届出書の提出理由	・独立役員である野崎篤彦氏の属性を訂正するため。 ・独立役員である大山亨氏の属性を変更するため。 ・定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。 ・現在、独立役員に指定している鈴木健次郎氏が、2026年12月18日開催の定時株主総会終結の時をもって退任するため。		
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	野崎　篤彦	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	武内　良樹	社外取締役	○										○				新任	有
3	大山　亨	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
4																		
5																		

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	野崎篤彦氏は、2022年1月から同年12月まで、当社と顧問契約を締結しておりましたが、当該契約期間中の報酬総額は年換算額10百万円未満であり多額ではないため、同氏の独立性に問題はありません。 また、同氏は当社及び当社子会社と取引関係がある日本生命保険相互会社の出身ですが、退任後10年以上経過しており、第32期(2026年9月期)における同社と当社及び当社子会社との取引の支払額または受取額は、当社及び当社子会社、または同社の連結売上高または経常収益の1%未満であることから、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではなく、同氏の独立性に問題はありません。	野崎篤彦氏は、生命保険会社における監査役や財団法人の経営者としての経験があり、監査に関する知見を中心に幅広い見識を有しております。当社においても、取締役会等にて有益な助言や提言を行っております。また、常勤の監査等委員として、役職員との対話を通じた情報収集に努めるとともに、非常勤の監査等委員への情報共有や監査等委員間の意見交換を重ねるなど、監査等委員会の運営に貢献しております。 こうした経験、知見を活かし、経営陣から独立した立場で取締役の職務執行を監査・監督し、取締役会の適切な意思決定と監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、監査等委員である社外取締役としております。 同氏は、過去に当社と顧問契約を締結しておりましたが、その報酬は多額ではありません。このため、東京証券取引所が定める「独立性基準」には抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。
2	武内良樹氏は、2021年1月から同年10月までの間、当社との間でアドバイザリー契約を締結しておりました。また、2026年1月に当社と顧問契約を締結し、当社及び当社グループの運営方針に関するアドバイス等の業務を委嘱されておりますが、同氏の監査等委員である社外取締役への選任が承認された場合、当該顧問契約を解除する予定です。 いずれの契約においても、契約期間中の報酬総額は年換算額10百万円未満であり多額ではないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、同氏の独立性に問題はありません。	武内良樹氏は、財務省において国際局長、財務官などの要職を歴任し、国際金融、財政、税制に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しております。また、2021年から2025年まで経済協力開発機構(OECD)の事務次長を務め、国際的な視野に立った組織運営の経験も有しております。 同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これらの経験と見識から、経営陣から独立した立場で取締役の職務執行を監査・監督し、取締役会の適切な意思決定と監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、監査等委員である社外取締役としております。 同氏は、当社と顧問契約を締結（監査等委員である社外取締役への選任が承認された場合は当該契約は解除予定）しており、また2021年1月から2021年10月までの間、アドバイザリー契約を締結していましたが、これらの契約による報酬は多額ではありません。このため、東京証券取引所が定める「独立性基準」には抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。
3	大山亨氏は、当社子会社aviner株式会社と顧問契約を締結して同社の社内体制の整備に関する助言等に関する業務を委嘱されておりますが、当該顧問契約の報酬額は月額10万円であり多額ではないため、同氏の独立性に問題はありません。	大山亨氏は、証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして、企業育成や資本政策の立案に携わるなど、豊富な実務経験があり、財務・会計に関する相当の知見を有しております。こうした経験と専門知識を基に、客観的・中立的な立場から当社経営の監査・監督を行っていただくため、監査等委員である社外取締役としております。 同氏は東京証券取引所が定める「独立性基準」には抵触せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。
4		
5		

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。